

2001年度の平和聖日は8月5日(日)に東海林路得子姉を招いて行われました。午前には姉によるメッセージをいただき、午後は講演会でした。姉は稲城教会員であり、また、女性国際戦犯法廷事務局長をなさっています。講演会のテーマはその「女性国際戦犯法廷」についてでした。

この法廷については知らない会員も多く、内容は時宜を得ており、マスコミ等で報じられない話も聞くことができ、かなり充実したものでありました。また会員のなかには、この法廷のビデオを見てから参加した方もいらっしゃいました(ビデオは教会一階ロビー、ビデオの棚にあります)。一方で、印刷機不調というアクシデントにより、学習会資料の配付が遅れてしまったという反省もあります。平和聖日の素晴らしいメッセージとともに、午後の学習会が有意義であったことに感謝をしたいと思います。

戦時下の性暴力の話を知ると心を痛めます。私たちは今後、いかなる戦争暴力も行われないうちの祈り、行動することが求められていると思います。主にある平和実現を求めましょう!

参加者は48名(女性32名、男性16名)

なお巻末にこの夏の取組みの報告を掲載します。

(社会委員長: K.A)

## 社会委員会学習会「女性国際戦犯法廷」について

### ◆ 東海林路得子姉講演要旨

#### 1. 尹貞玉先生の同級生達

女性国際戦犯法廷がどうして起こったかという、被害国側代表の尹貞玉先生(元韓国挺身隊問題対策委員会代表)の働きがあります。この方は、戦争中、韓国の梨花女学校の生徒でしたが、日本の植民地下時代、父親の助言により、敗戦まで学校には行きませんでした。戦争が終わってから学校に行ってみると、同級生が何人もいなくなっていました。いなくなった友達はどこに行ったのか、尹先生は退職後、その人たちを訪ねることにし、まず、沖縄にいた人を訪ねました。ですが、その人は絶対に会おうとしませんでした。当時、韓国の人は、日本人同様慰安婦であったことによって、身が汚され、更には家族に恥を及ぼすと考え、話さないのです。ですから、元慰安婦のなかには帰国しようと沖縄から船に乗っても、朝鮮半島を見たとたん海に身を投げた人が何人もいます。そのような口を開かない人たちから、尹先生は話を聞き、地道に記録することをしてきました。このことが韓国のハンギョレ新聞に報道され、日本の新聞にも取り上げられるようになりました。そして、あらゆる場所で、この問題の集会が開かれました。

日本の政府関係者は、最初、元従軍慰安婦の話は嘘で作り話だと言い、慰安婦の存在を認

めようとしませんでした。そこで自分が名乗りでなければと、キムハクスンさんが名乗りでたのです。

## 2. 国としての補償を

村山内閣は、終戦50年にあたってすばらしい戦争謝罪の声明を出しました。これは国連の人権委員会のマグドゥーガルさんが書いた慰安婦問題の報告書に引用されるほどでした。この村山内閣の謝罪を基に、更に小淵内閣の時、近隣諸国と交流を深めるため、この事実を代々後世に伝えたと約束しました。いわゆる「近隣諸国条項」です。従軍慰安婦問題も謝罪してこの事実を教科書に取り上げて教育の場で教えるというものでした。戦争の過ちをただすのは、謝罪と補償と教育の3本柱です。これはドイツでもなされています。

しかし、村山内閣はもちろんその後もずっと国家による補償はしませんでした。そのため、この補償問題で8つの裁判が起きています。いずれも原告敗訴でした。慰安婦個人には補償はしない、年数が経っている、あるいは国と国との補償は終わっている、というのが理由でした。しかし、慰安婦にさせられた人も年をとっているのです。

## 3. カンドッキョさんの絵

元従軍慰安婦カンドッキョさんはこんな絵を描きました。桜の木に日本人の軍人が縛り付けられています。そこに銃がいくつも突きつけられています。桜の木の根本にはハトの巣があって、タマゴがあります。ハトも飛んでいました。この絵を見て、日本の女性たちは大変、衝撃を受けました。

カンドッキョさんは、日本の政府に訴えたくて、日本へ行きたかったのです。行って戦時中の辱め、戦後、韓国の社会でもどんな惨めな思いをしたか訴えたかったのです。息を引き取るまで「パスポート・パスポート...」と言い続けてきました。これに立ち会った日本の女性達は、この無念を晴らすにはどうしたらよいかと考えました。そこで、日本の法律がダメなら国際法を使えないかと考えました。ベトナム戦争のときラッセル法廷というものが開かれ、アメリカのベトナム戦争の不当性を世界に知らせました。また、旧ユーゴ国際戦犯法廷が開かれミロシェビッチ旧ユーゴ大統領が裁かれています。このような、国際法廷を開けないか考えたのです。オランダのハーグには国際刑事裁判所（ピースパレス）があって国際法による訴えができます。旧ユーゴ法廷では、戦時下の性暴力を犯罪として有罪にしました。それで従軍慰安婦問題も訴えることができるのではないかと、3年前の女性アジア連帯会議で提案され、女性国際戦犯法廷が行われることになりました。

聖書には、裁くことが多く出ています。聖書では何が裁かれているか？ それは不正義を裁くことです。本当に「正義」を言える人は、不正義の中にいる人です。そしてそこには裁きが必要です。東京裁判でも欠けていたのは女性に対する性犯罪を人道への罪として裁くことです。カンドッキョさんはクリスチャンがどうかわかりませんが、ハトのタマゴが孵ってハトになっていく彼女の絵は、ずいぶん聖書的な意味があるように思えます。不正義は裁かねばならないのです。

## 4. 天皇は有罪

開催された法廷は時間が短かったので、判決は下せませんでした。裁判は目下、休廷中で、10月にピースパレスで判決が下されます。その証拠書類(80kgにもなる)は、今は各国から集めたのを主任書記官(フィリピンの判事)に送りましたが、「法廷」ではそれに基づいて検事が論告しました。またこのことは敗戦当時の法律で裁かなければなりません。また、人道に対する罪の国際法も必要です。これらをもとに各国の検事団が起訴し、国際主任検事の論告があって、裁判官が検証して判決を出します。

まだ判決は下されていませんが、裁判官は次のことは言えると宣言しました。まず、天皇の有罪、そして自分たちの利益を優先するため天皇を有罪にしなかった連合国軍側の罪、またそれを追求せず放置してきた日本国家の責任です。

## 5. 国際法廷の仕組み

この法廷の主催者は、加害国日本と被害国6地域、それに女性活動家の国際委員会の3者です。裁判官や法律の専門家などは様々な国の人で成っています。その人々のなかには「この問題はあまりに胸が痛む。私は交通費はいりません」と言う人や、エコノミークラスの交通費で来てくれた著名な法律家もいました。

被害側6地域には、訪問して打ち合わせをしました。法律事情は各国で違います。検事が告訴すれば、即、有罪となる国などもあり、証拠書類の大事さを説明する必要がありました。証拠集めは主に日本の役割で、大変でした。

準備段階で、インドネシアからは、中曽根康弘元首相を起訴したいと言ってきました。彼は自伝のなかで自分が慰安所を作ったと書いているからです。しかし、主任検事は中曽根氏はまだ20代であって、責任は地域の部隊の責任者にあるとしました。

起訴状作成のためには、厳密な証拠を集めました。学者達は、防衛庁・国会図書館・厚生省をも調査し、アメリカにも行きました。慰安所のあったところをビデオに撮影したり、地域の人の証言を取ってきました。

国際法廷を開催するにあたり、日本政府(加害側)には、国の代表の派遣、弁護人の出席を求める通告を1ヶ月前にしました。法律顧問(判事のほかに法的に厳密に調べる役割)からも、国の首相宛に通告しました。しかし返事はありませんでした。加害側の弁護がないという事態に、日本人の4人の弁護士からも、「加害者の弁護がない、茶番のような法廷は開くな」と言われましたが、結局、この人達が、弁護人のない裁判の加害者側弁護人の役割(アマカスキュリエ)を引き受けてくれました。

## 6. 証言に立った人たち

証言に立った元兵士は、今でも夢でうなされると証言しました。しかし、一人の人は、帰国後、医者となって結婚をし、孫もあり、そこそこ幸せであったと言います。現実の生活では、慰安婦とは雲泥の差で、加害者の方が恵まれています。被害者は貧しい上にトラウマで苦しみ続けているのです。加害者が謝罪したり、加害責任が明らかにならない限りこれが続くのです。

加害者が証言することは大変です。しかし、実行委員会で元兵士の証言があったあと、尹貞玉先生が駆け寄ってきて、「証言を有り難うございます。あなたは日本人の男性の名誉を回

復しました」と言われました。被害を受けた側にとって、法廷で証言をするということは謝罪であるのです。謝罪が被害者の苦しみを軽減させることなのです。お金の問題ではないのです。

当初、24名の被害女性を招くつもりでしたが、法廷に行くと言う人は次第に増えて64名になりました。被害各国から検事、法律家などの支援者が300～400名、日本人は700～800名、報道関係は300人(その3分の2は外国のメディア)でした。

傍聴人にも配慮しました。大きな会場で証拠書類を大きく見せるため、演出・舞台監督・映像・音響・照明の専門家にも依頼をしました。会場は九段会館(旧軍人会館)となりました。外国人400人が一緒に宿泊し、法廷も開けるところはここしかなかったのです。

起訴状を検討する中で、韓国と北朝鮮の人の話し合いが直接出来るようになりました。これは嬉しかったことです。また、台湾の副総統(女性)などと一緒に、台湾の人と中国の人も一緒に写真をとるということも出来ました。しかしその一方で、証言の順番が、台湾が先になっていたのを、中国から先にさせるとの注文が付き、台湾は中国との間に他国を入れてと言うなど、法廷開廷の直前急遽、順番を変更しなければならなくなる事態もあり、プログラムが刷り上ったのは本当に開廷直前のことでした。

## 7. 判決の概要

判決はまだですが、法廷は、「認定の概要」にあるように、天皇、国家、連合国の責任を問うものでした。日本政府に対しては、真の謝罪、生存者への補償、国としての調査と情報提供、不法行為の事実を教科書に記述する、性の平等性の確立など勧告がなされました(詳しくは別掲の通り)。

## 8. メディアの反応

日本が被害者への賠償をしていないことは、外国から大きく注目されていることでありました。外国からは125社のメディアが集まり、大々的な報道をしました。一面の取り扱いで、ニュースのトップに載せました。一方、日本の新聞では、地方紙は多く来ましたが、NHK・TBS・中央各紙のニュースや記事の扱いは小さいものでした。日本と外国の報道には大きな隔たりがあります。ある人は、まるで南京事件のときとそっくりだと言います。南京事件も、日本では新聞にはまるで載らず、外国のメディアに載って外国人だけ知っていたからです。

NHKにいたっては、ずっと取材をしながらも、肝心のところを言わない、趣旨や主催者を言わない、判決も言わない、元軍人の証言も言わないというものでした。それどころか、かえってこの法廷がおかしいという意見を放送しました。そして、この意見は、放映の前日、前々日に急に組み込まれた改変であることがわかりました。NHKでは、天皇・戦争責任・慰安婦・女性運動は禁句なのだそうです。これはあらゆるマス・メディアでもそうです。表現の自由があるのに、何を怖がっているのか、自分達自身でやめてしまっているのです。

## 9. 法廷へ そして 法廷から

法廷開催にあたりメディアを使っただけの宣伝は出来なかったため、その準備に運営委員は、

パンフレットを持って全国を走り回りました。女性達の市民グループに口コミで知らせました。11月に『朝日新聞』・『アエラ』・『世界』に載り始めて広く知られるようになりましたが、すでに10月末には参加者はいっぱい締めきらなくてはなりません。日本の市民運動、主権在民は意外と芽生えて力を持っていると感じました。マス・メディアに頼らなくとも、こんなことが出来るのです。

そしてこの法廷にはボランティアとして300人もの若い人が参加しました。国境を越えて来てくれた人もありました。クリスマス休暇を先取りして駆けつけてくれた人もいます。留学先から帰ってきてくれた日本人学生もいました。世界中から若い人が支えてくれました。

法廷期間中、国際公聴会を開きましたが、旧ユーゴ・東チモール・アフガニスタンなど10ヶ国以上の、現在被害を受けた女性の証言がありました。ここに参加した人たちは、50年前のことが裁判に出来るなら、国に帰って同じようなことが出来ると大きな希望をもったと言われました。フィリピンの支援者によると、フィリピンから来た女性が、「法廷で証言して正義が回復された。もうお金はいい。フィリピンのテレビでも証言出来たので、町で大きな顔をして買い物できる」と言っているとのこと。この法廷で日本の良心の一部を示すことが出来たのです。

#### 10. 補足と今後の展開(質問に答えて)

判決の内容はあらかじめ決まっていたのではないかと、ということを使う人もいますが、法廷は厳密にすすめられました。裁判官たちは法廷開催中、一切誰とも会わない、話もしないという徹底したものでした。

判決はこれからですが、判決文は150頁にも及ぶそうです。これを翻訳して首相と宮内庁と両方に届けます。教科書裁判・沖縄の米軍基地問題などやることは多くあります。国連にも訴えていきます。

### 勸告

#### 日本政府に対して

1 完全に誠実な謝罪を行うこと。「慰安婦」に対し許しを請い、法的責任を認め二度と繰り返さない保障をすること。

2 法的措置をとり、生存者へ補償をすること。

3 その金額は加害行為の別に適切なものとする  
こと。

4 適切な情報を出すこと。

5 人的な資源と機構をもって調査を行うこと。

6 生存者の尊厳を回復し、図書館、博物館、碑を  
建てること。

7 公式、非公式の教育制度を確立すること。教科  
書に記述すること。奨学金を保障し、若者に不法  
行為の事実を伝えること。

8 性の平等性を確立すること。

#### 元連合国に対して

9 東京極東裁判で昭和天皇が訴追されなかった理  
由を述べ、全ての文書を公開すること。

#### 国連に対して

10 必要な方策を講じ、日本政府が補償することを  
勧告すること。

## ◆ 責任者処罰を求めて立ち上がった女性たち〔学習会資料より〕

### 女性国際戦犯法廷について

特集 = 赦しと裁き

12月8日から12日まで、東京で「女性国際戦犯法廷」が開かれる（運営委員代表 = 松井やより氏）。同法廷は、アジア太平洋戦争中に日本が行ったいわゆる「従軍慰安婦」制度をはじめとする性暴力の責任者処罰を求める民衆法廷である。運営委員会の事務局長としてハーグでの打ち合わせから帰国したばかりの東海林路得子氏（日本基督教団稲城教会会員）にお話をうかがった。（2000.10.31 東京にて） 聞き手：『福音と世界』編集部

この法廷はどんなことを裁こうとしているのですか？

20世紀は「戦争の世紀」と呼ばれるほど多くの戦争が起こりましたし、現在も世界各地で紛争が生じています。そして、戦争状態の中で非常に多くの女性たちが性暴力の被害にあっています。とくに日本の戦時下性暴力には大きく二つのタイプがあります。一つは「慰安所」を作って女性を性奴隷として働かせたこと、もう一つは南京やフィリピンで行われたようなマス・レイプです。ところがその加害者について、つまり女性に対する性暴力に関してはいっさい追求されないまま戦後50年を過ごしてきました。ですから、この法廷は、とくに戦時下の性暴力に関わった政府と個人の責任を追及しようとしています。現在準備している起訴状は昭和天皇の責任にも及ぶ予定です。つまり、東京裁判が裁けなかった二つの大きなテーマ 女性に対する性暴力と天皇ヒロヒト を裁こうとしていると言えるでしょう。

どういうきっかけで運動が立ち上がったのですか？

80年代終わりに尹貞玉さんがハンギョレ新聞で「慰安婦」に関する連載を始め、韓国社会及び日本に大きな反響を起しました。国連人権委員会にも初めてこの問題が報告されるなど、国際的関心も広がりました。当初日本政府はなかなか軍が関与した事実を認めようとしなかったし、認めたあとも、責任者の追及はおろか被害者に対する補償もいっさい行おうとしませんでした。ところが98年に国連の人権小委員会で、マクドゥーガル報告書が採択されました。この報告書は、戦時下の性暴力はまぎれもない犯罪だということ、そして加害者には処罰が必要だということをはっきり指摘したのです。

で、同じ年に韓国で行われたアジア女性会議で、日本側が「『慰安婦』制度に関わった日本政府と個人の責任を裁く民衆法廷を日本で開きたい」と提案したのです。

「責任者処罰」ということがたいへん重要な考え方になっていますね？

マクドゥーガル報告にあった「処罰」という言葉は、私自身にとってもハッとさせられるものでした。もともと私はシェルター（女性の避難所）の仕事に長く関わっていたので、被害女性の人権回復の問題には関心があったのですが、それが「裁き」や「処罰」ということとはなかなか結びついていませんでした。ところがある時、夫の暴力で大けがを負ったフィリピン人女性のケースと取り組むことになったのです。裁判になっても、日本人の夫はなかなか自分の行為を認めようとしませんが、結審の時発言を求められた彼女は、一言「私に正義を下さい！」と言ったのです。夫側の弁護士から「正義とは何ですか」と問い返されて彼女は「夫に、夫のしたことを認めさせて下さい」と言いました。その言葉は私の中に深く残りました。

裁くということは、不正義を処罰することです。キリスト教では赦しという言葉がよく語られるから、裁きも処罰も身近な言葉ではなかったけれども、実は聖書にはたくさんあります。それ

が急に身近になりました。

つまり、不正義の中に置かれている人にとって、裁きを通して正義を回復されるということがとても大事なのです。彼らにとって不正義を正義に変えるには、裁きしか希望がないのです。そのことが、その女性を通してとてもよく分かったのです。

今、「慰安婦」問題では八つの裁判所で国家賠償が争われていますが、しかし、被害女性はお金だけでは尊厳は回復されません。性暴力の被害者たちは、あたかも彼女たちに落ち度があったかのような深い精神的な傷を持っています。彼女たちにとって本当の救いは、加害者自身が謝罪して彼女たちの赦しを乞うことですが、それが不可能であれば、せめて裁きを通して、被害者に落ち度がないこと、そして加害者に罪があることを厳正な処罰を通して明らかにする他ありません。この点はなかなか理解してもらいにくいところなのですが。

ちなみに、法廷期間中に「現代の武力紛争と女性」をテーマに国際公聴会を開きます。日本の政府に真実を知らせるために自分の体験を告白するにいたった元「慰安婦」の方たちに励まされて、12の紛争地域から、性暴力被害者の方たちが証言に立つ予定です。その意味でも、この法廷は、現代の性暴力被害者たちにとってとても重要な機会となっているのです。

今度の法廷では個人の責任も追求されるそうですが、名指しで告発される可能性のある人は何人くらいですか？

30人以上です。個人名を挙げることについては、日本側の法律専門家ばかりでなく今回の法廷の裁判官の間でも議論がありました。遺族から名誉毀損で訴えられるのではないかとか……。

「慰安所」を設置した実行レベルの責任者たちは？

あまりにもたくさんいますし、はっきりした証拠を揃えられないのです。もっとも、中曽根康弘氏のように、海軍経理将校時代に「慰安所」を作ったことを、自分の文章の中で書いている人もいます。しかし、私たちが証拠を掴んでいる例はほんの一部であって、その人たちだけが裁かれるというのも問題が残るので、中将以上、すなわち「知っていた」か、あるいは「知るべき責任があり」「止める権限を持っていた」人たちが対象になったのです。

「慰安所」を利用した兵士たちも、女性への性暴力という点で、罪があることになりませんか？

そうです。今回の訴追の対象にはなっていませんが。なお、二人の元兵士の方が証言に立つことになっています。他にも、ビデオでの証言がありますが、全く罪意識のない人もいるのです。戦争だから仕方がなかったとか、女性たちも楽しんでいたんだ、とか。ある時、被害女性たちの集まりで元兵士の一人が勇気をもって自分のしたことを話しました。その時、女性たちは彼の回りに集まり、「ありがとう、あなたは日本人男性の名誉を回復しました」と言いました。決して、いつまでも恨んでいるということではないのです。

法廷の実行委員会は、被害国6、加害国日本、国際諮問委員会、それに判事団、検事団といった大規模なものです。準備に相当お金がかかるとは思いますが、東海林さんは事務局長としてご苦労されたのでは？

当初の予算では、日本が2,000万、韓国が1,000万、台湾が500万、国際諮問委員会が1,000万、計4,500万円集めることになっていますが、なかなか大変です。日本の運営委員会は3,000万円ほど集めましたが、すでに相当額は、各国で行われた実行委員会や会場費などの準備に使いました。

キリスト教会の反応は？

カトリックの正義と平和協議会がいち早く全面的に協力して下さいました。財政的な支援も非常に大きかったです。NCCの女性委員会もようやく各方面に働きかけているところです。バプテスト連盟は福岡を中心にたいへん活発です。聖公会の女性たちも元気がいいですね。残念ながら日本基督教団はまったくダメ。いろんなNGOに行くと、リーダーシップをとっている教団の女性はとても多いのに、教会としての立ち上がりはとても遅い。本当に不思議です。たぶん、長い間不正義の中に置かれてきた人たちへの関心や関わりがないので、このような問題もピンとこないのでしょう。

法廷が終わった後は？

課題は三つあります。一つは、沖縄における米軍の性暴力の問題。第二に、日本政府がまだに国際刑事裁判所規定を批准していないので、それを求めていくこと。そして第三に、戦後補償立法を求めていくこと、です。  
(『福音と世界』2000年12月号より)



## 委員会の活動報告

「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書（扶桑社）の採択反対の署名。

「新靖国神社法の制定に反対する請願書」の署名。

横浜市教育委員会へ「つくる会」教科書採択をしないよう葉書・FAXを送る（葉書30枚・FAX20通）。

小泉首相宛てに「靖国神社公式参拝反対」のジャンボ葉書を送る。

カンパ（2,505円）あり。この葉書キャンペーンの残金（1,665円）は次回の活動に充当させていただきます。心より感謝致します！

YMCA 主催「今、日本国憲法は - 女性の視点で憲法を考える」（講師：藤野美都子姉、於：鎌倉恩寵教会、8月3日）に委員が参加。

性差別問題特別委員会主催「第17回女性と男性の共生をめざす集い」に2名の委員が出席。テーマは「イエス時代のガリラヤ 農村の女性と男性」（講師：山口雅弘牧師〔大泉教会〕、於：川崎教会、6月9日）

横浜地区委員会主催「第1回横浜地区集会」に3名の委員・教会員が出席。主題は「沖縄交流の集いに参加して」（発題：小畑太作牧師〔蒔田教会〕、パネリスト：内野泰久さん〔清水ヶ丘教会〕、佐藤八重子さん〔横浜磯子教会〕、於：神奈川教会、7月15日）

社会委員会からのお詫びとお知らせ

9月上旬に「社会委員会通信」No.8を発行する予定でしたが、テープ起こし、講師との連絡等に時間がかかり、発行が大幅に遅れました。心からお詫び申し上げます。

『ここまでひどい！ つくる会歴史公民教科書』（明石書店）を購入しました。ご活用下さい！

発行：横浜港南台教会 社会委員会